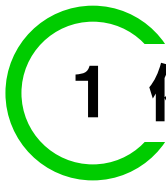


資料編



1 佐倉市環境基本条例

平成 8 年12月24日条例第24号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の基本方針等（第 8 条・第 9 条）

第 2 節 環境基本計画（第10条・第11条）

第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための施策等（第12条—第24条）

附則

佐倉市は、印旛沼をはじめとする豊かな自然環境と、歴史的文化的遺産に恵まれたまちである。

私たちは、このふるさと佐倉の持つ優れた環境を積極的に保全しつつ、恵みある新たな環境を創造し、潤いと安らぎのある、快適な生活を享受することができる環境を、時代を超えて、将来へ継承していかねばならない。

また、大都市近郊に位置する佐倉市は、持続可能な発展により魅力ある都市環境を創造していく使命も担っている。このため、その過程においては、環境の保全に最大限の配慮をし、環境との調和がとれた発展を図ることが必要である。

ここに私たちは、より一層の英知と総力を結集して、佐倉市民憲章の精神にのっとり、この恵まれた固有の自然と歴史的文化的風土を活かしつつ、人と自然が調和した環境共生型のまちづくりを進め、もって良好な環境の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が、全ての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、その環境を将来にわたって維持及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がその恵沢を享受することができるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の利用について世代間の格差が生じぬよう、全ての者が生活様式及び生産・消費様式の在り方を問い直し、環境資源の合理的、効果的及び循環的な利用に積極的に取り組むよう推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共存できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等の調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、全ての者がそれぞれの役割のもとで身近な問題として考え、及び自主的かつ積極的に行動するよう推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、環境の保全及び創造を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めなければならない。

3 市は、必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければ

ならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動が良好な環境の実現への妨げとなることのないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるよう最大限の努力をしなければならない。

2 事業者は、市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、良好な環境の実現に主体的に取り組み、日常生活において自らの生活行動が環境を損なうことのないように配慮しなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(環境白書)

第7条 市長は、市民に環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明示することにより、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全及び創造に関する市民の自主的かつ積極的な行動が更に促進されるよう、佐倉市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針等

(環境への優先的配慮)

第8条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、快適な環境の積極的な保全及び創造を図る見地から、環境への優先的な配慮をし、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本方針として、各種の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 事業活動に伴う公害を未然に防止するため規制措置の継続的強化に努めるとともに、都市・生活型公害、先端産業による環境汚染等の新たな公害への防止対策を図ること。

(2) 野生動植物の保護その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、河川、農地等の多様な自然環境の保全を図り、自然の持つ価値及び特性を尊重し、人と自然が共存する豊かな環境を創造すること。

(3) 佐倉の代表的な環境資源である印旛沼の生態系を維持及び回復し、人と自然が触れ合える豊かな環境を確保するため水辺環境の保全及び創造を図り、あわせて、佐倉の原風景ともいべき谷津及び斜面林の保全を図るとともに地下水及び湧水を保全し、水循環の確立を図ること。

(4) 歴史的な町並みの保存及び整備、自然及び歴史の蓄積を活かした潤いと安らぎのある景観づくりその他の歴史的文化的環境の保全及び創造を推進すること。

(5) 資源の有限性を認識しつつ、廃棄物の減量化及び再資源化、エネルギーの効率的利用並びにクリーンエネルギーの導入を促進し、地球環境保全に資する循環型社会の構築を図ること。

(6) 日ごろから市民が環境に配慮した行動がとれるように、環境教育及び環境学習の実施並びに環境倫理の普及及び啓発を図ること。

2 市は、前項の基本方針に基づく各種の施策を実施するに当たっては、土地利用の適正化、市民生活との関わりその他諸要因を総合的に考慮してこれを実施するとともに、市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定等)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するため、佐倉市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定したとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るよう配慮しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策等

(誘導的措置)

第12条 市は、環境に影響を与えるおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画する者が、当該計画の立案に当たって当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境への配慮を講ずることとなるよう、誘導する措置を講ずるものとする。

とする。

(規制措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び印旛沼その他の豊かな自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第14条 市は、環境の保全及び創造のために必要があるときは、事業者及び市民に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市は、前項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表することができるものとする。

(協定の締結)

第15条 市は、環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する協定を事業者等と締結するものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、公園、緑地等の公共的施設、下水、廃棄物等の公共的な処理施設その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備に努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する原材料等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第19条 市は、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を自発的に行う団体及び個人に対し、その自発的な活動を促進するため、必要な助成の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境教育及び環境学習の振興並びに前条の団体等の自発的活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究の推進)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(財政的措置)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進について、必要な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第24条 市は、各種の施策について総合的に調整し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造を効果的に推進するため、事業者及び市民との緊密な協力体制を整備するものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な取組が必要とされるものについては、県及び他の市町村と協力して推進するものとする。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 策定の経過

日付	会議等	内容
2018（平成30）年 10月29・31日 2019（平成31）年 1月10日	市民団体ヒアリング	・団体活動の状況、問題点について
11月1日～16日	市民アンケート調査 事業者アンケート調査	・市民：1,500 サンプル ・事業者：200 サンプル
2019（平成31）年 2月13日・15日	関係課ヒアリング	・現行計画の進捗状況について ・施策遂行にあたっての課題
3月20日	第3回環境審議会	・第2次佐倉市環境基本計画策定について
3月23日	環境に関する市民懇談会	・市内の環境についての意見交換
2019（令和元）年 5月23日	第1回環境審議会	・「第2次佐倉市環境基本計画」の策定について（計画骨子の諮問）
7月26日	第2回環境審議会	・「第2次佐倉市環境基本計画」の策定について（計画骨子への答申）
7月15日	第1回 佐倉の環境を考えるワークショップ	・市民や事業者、子どもから大人までが環境活動に参加できる仕組み・工夫・アイデアについて
8月2日	第2回 佐倉の環境を考えるワークショップ	・選定したアイデアの具体的な仕組み、実施内容の検討について
8月23日	第3回 佐倉の環境を考えるワークショップ	・選定したアイデアの具体的な仕組み、実施内容の検討について
9月6日	第1回庁内検討会議	・第2次佐倉市環境基本計画について ・計画策定スケジュールについて ・計画の骨子について ・計画の実施事業（案）と達成目標（案）に対する意見交換
9月13日	第4回 佐倉の環境を考えるワークショップ	・環境活動のPR方法、活性化のための工夫、アイデアについて
9月24日	第2回庁内検討会議	・環境施策（案）、重点プロジェクト（案）に対する意見交換
10月18日	第3回環境審議会	・「第2次佐倉市環境基本計画」の策定について（素案の報告）
11月13日	政策調整会議	・「第2次佐倉市環境基本計画」の策定について
12月2日～16日	パブリックコメント	・提出意見：5件

改定の経過

日付	会議等	内容
2022（令和4）年 1月17日	第1回庁内推進部会会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次佐倉市環境基本計画の改定について ・佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定について
7月5日	第1回庁内推進部会会議	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年佐倉市ゼロカーボンシティ実現に向けた計画の改定について
9月2日	第2回庁内推進部会会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の改定素案に係る意見照会の実施について
9月21日	第3回庁内推進部会会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の改定素案に係る意見照会の結果について
11月14日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次佐倉市環境基本計画」の改定について（計画素案の諮問）
12月23日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次佐倉市環境基本計画」の改定について（計画素案の答申）
2023（令和5）年 1月25日	佐倉市地球温暖化対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次佐倉市環境基本計画」の改定について
2月13日～27日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・提出意見：0件

3 佐倉市環境審議会委員名簿

選出区分	委員	所 属 等
公募市民	井上 隆夫	市民
	草場 孝志	市民
	佐藤 光雄	市民
	百目木 純子	市民
識見者	高山 順子	千葉県立中央博物館 主任上席研究員
	武間 豊夫	元千葉県都市部長
	中村 圭三	敬愛大学 名誉教授
	原 慶太郎	東京情報大学 名誉教授
	本橋 敬之助	元（公財）印旛沼環境基金 上席研究員
	古林 聖哉	佐倉市校長会 会長
各種団体の代表	大木 英子	佐倉商工会議所 常議員
	齊藤 芳江	千葉みらい農業協同組合 佐倉地区女性部代表

※答申の日（令和4年12月23日）現在



4 環境関連法令等の体系

●計画共通

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・環境影響評価法 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県環境基本条例 ・千葉県環境影響評価条例 ・千葉県環境保全条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市環境基本条例 ・佐倉市環境保全条例 ・佐倉市環境審議会条例

●基本目標1 豊かな自然を守り育てるまち [～自然共生社会の実現～]

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法 ・都市緑地法 ・首都圏近郊緑地保全法 ・都市公園法 ・都市計画法 ・景観法 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・生物多様性基本法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律 ・森林法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・水質汚濁防止法 ・水循環基本法 ・雨水の利用の推進に関する法律 ・エコツーリズム推進法 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県自然環境保全条例 ・千葉県立自然公園条例 ・千葉県立都市公園条例 ・千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市開発事業の手続き及び基準に関する条例 ・佐倉市都市公園条例 ・佐倉市景観条例

●基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち [～循環型社会の実現～]

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例 ・千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・特定家庭用機器再商品化法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 ・食品ロスの削減の推進に関する法律 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 		

●基本目標3 安心して快適に暮らせるまち [～安全・安心社会の実現～]

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・水質汚濁防止法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・下水道法 ・浄化槽法 ・工業用水法 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ・土壤汚染対策法 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・動物の愛護及び管理に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例 ・千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 ・千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例 ・水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 ・千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 ・湖沼水質保全特別措置法に基づき指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例 ・千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生防止に関する条例 ・千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例 ・千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例 ・千葉県動物の愛護及び管理に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例 ・佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例 ・佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例 ・佐倉市公害防止施設整備等促進条例 ・佐倉市下水道条例

●基本目標4 地球環境に配慮したくらしを实践するまち

[～脱炭素社会の実現～]

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・気候変動適応法 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 ・エネルギー政策基本法 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 ・国等による温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ・都市の低炭素化の促進に関する法律 	—	—

●基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち

[～環境保全活動の拡大～]

国	千葉県	佐倉市
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市市民協働の推進に関する条例

第2次佐倉市環境基本計画

2020（令和2）年3月策定

2023（令和5）年3月改定

発行：千葉県佐倉市

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

電話：043-484-1111（代表）

E-mail：seikatsukankyo@city.sakura.lg.jp

URL：http://www.city.sakura.lg.jp/

編集：環境部生活環境課